**道志村公共施設の再開に向けた**

**新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン**

令和２年７月６日

道志村

◆施設使用に対する対応

施設の使用時に、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明示して、協力を求める。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

◆施設の開館における対応

**１**　３密の回避

（ア）換気設備の設置等（「密閉」の回避）

体育館・集会所等使用時は、ドアを常時全開・換気扇を使用し，必要換気量を確保する。（トイレ、会議室も同様の取り扱い）

（イ）施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

　 施設の利用制限人数は次のとおりとする。

1. 唐沢体育館、道志体育館 ： ３０名
2. 道志村民グランド ： 制限なし
3. 林間広場 ： 制限なし
4. やまゆりセンター

　　・ふれあいホール 会議の場合 ： ３５名　運動を伴う場合 ： １５名

・研修室１・２号室 ： 各１０名

・調理室 ： １０名

・和室 ： ７名

・控室 ： ５名

（ウ）人と人との距離の確保（「密接」の回避）

①　休憩や移動の際には人との間隔を２ｍ以上確保する。

２　その他の感染防止対策

（ア）マスクの着用等

①　利用者にマスクを持参し、スポーツや活動を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。

②　活動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるよう促す。

③　施設利用中に大きな声や近距離での会話、応援等は控えていただく。

（イ）手洗い・手指消毒

①　来館時、退館時、トイレ利用後の手洗い、または、玄関入り口にある消毒液で手指の消毒を徹底していただく。

②　入口に注意喚起掲示を設置して、利用者の手洗い・手指消毒を促す。

（ウ）体調チェック等

①　利用前に検温を行い来場していただく。

②　次の症状がある方は、施設の利用を控えていただく。

　・風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や発熱（平熱より１度以上高い）症状ある方。

　・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。

　・咳、痰、嘔吐、下痢、胸部不快感のある方。

　・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。

　・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

③　次の項目に該当する方は、施設の利用を控えていただく。

・過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。

・感染による重症化を引き起こしうる疾病をお持ちの方。（糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）

・妊娠をされている方

・保育所・小中学校が休校等の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生（18歳未満）の方。

（エ）トイレの衛生管理

①　不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー、ドアノブ等）を使用した人に清拭消毒していただく。

1. トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
2. 各トイレに石鹸を設置する。
3. 複数ある小便器は、１つおきに使用するよう表示する。

（オ）清掃・消毒

①　他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、清拭消毒する。

また、消毒液を個人で用意する。

②　ゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰るよう促す。

（カ）施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮するよう促す。

（キ）団体利用者について

①　施設利用代表者（申請者）には、参加者全員の名簿を作成、保管してもらい、施設利用者から感染者が発生した場合において、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保していただく。

②　施設利用代表者（申請者）には、感染が発生した場合は、行政機関による調査へ協力していただく。

（ケ）村外在住者に対する利用制限

村外在住者の利用を制限する。なお、ホームページで周知を図る。

◆利用者への注意喚起（ホームページ・施設掲示・書面配布等）

　　　施設利用者の来館時の健康チェック強化のため、施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくないときの来館・利用自粛について、本ガイドラインに則した内容の施設内掲示やホームページへの掲載をもって利用者へ呼びかけ、実行徹底を強く求める。

◆事業やイベントの開催について

１　幼児・学童・学生を対象とした事業への対応

（ア）地域の学校にて休業の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生（18歳未満）を対象とした教室並びにイベントは停止とする。

（イ）休業期間は地域学校の休業状況に則して柔軟に対応する。

２　成人を対象とした大型イベント等への対応

　（ア）成人（18歳以上）を対象とした教室、多くの人を集めるようなイベントについては感染リスクを高めるため、中止もしくは延期の対応を取る。

◆感染者情報に接した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告

１　即時に保健所への報告を行う。（求められる情報の速やかな開示）

　　・滞在者情報の摘出

　　・特に感染者の入館時から退館時の１時間後までに在館されていた利用者、利用団体のリストアップ

富士・東部保健所（地域保健課）

TEL：0555-24-9035 FAX：0555-24-9037

２　保健所の指示に従った上で早い段階で休館を決定し、関係者への周知を図る。

３　感染者利用などの判明により、同時間帯の在館者への連絡、あるいは利用者から自分が利用していた月日や時間の問い合わせへの応答等の対応を図る。

４　関連者リストの提出を想定し、抽出するデータベースの確認や作表を行う。

５　専門業者、施設管理者等による施設の消毒を実施する。